



医療措置協定の申込みについて

健康危機・感染症対策課

2025/ 7 / 3

1 医療措置協定申込み方法

初回の申込方法を説明します。

①神奈川県HPより申込み

神奈川県HP 医療措置協定Webページから
該当する協議申込フォームより申込み

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/iryousochikyoutei.html>



医療措置協定の締結を希望する医療機関等のご案内

- 病院の方は次のURLのお問い合わせフォームから協定締結を希望する旨をご連絡ください。

① お問い合わせフォーム

- 診療所（有床・無床）の方はこちら

② 協議申込フォーム（診療所向け）

※ 有床診療所で病床確保の協定を希望する場合は、「[お問い合わせフォーム](#)」からその旨をご連絡ください

- 薬局の方はこちら

③ 協議申込フォーム（薬局向け）

- 訪問看護事業所の方はこちら

④ 協議申込フォーム（訪問看護事業所向け）

②フォームに入力する

入力フォームが表示されるので、上から順番に入力し、
確認ボタンをクリックします。

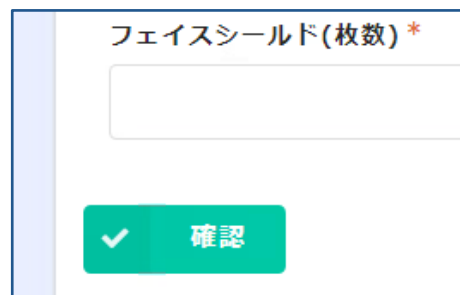


神奈川県
医療提供体制等の状況調査

基本情報

保険医療機関コード*

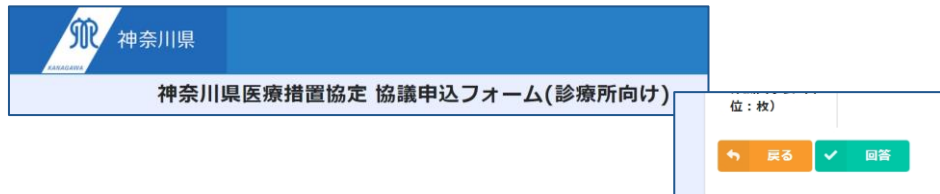
※14で始まる10桁の数字



フェイスシールド(枚数)*

確認

確認ボタンをクリックすると入力情報の確認画面に移動します。
入力情報に誤りがないか確認し、回答ボタンをクリックします。



神奈川県
神奈川県医療措置協定 協議申込フォーム(診療所向け)

位：枚)

戻る 回答

1 医療措置協定申込み方法

③申込み完了とMyページの表示

申込みが完了します。
画面の「Myページ」をクリックすると今回の入力内容を
保存したMyページにアクセスできます。



④自動返信メール

申込みが完了するとMyページのURLが記載された自動
返信メールが送付されます。

※カーソルを合わせてクリックしても開かない場合は、マイページURL文字
列の最初、https:// から文字列の最後までをコピーし、ブラウザに張り付
けることをお試しください。



⑤ Myページへアクセスして入力内容を確認・修正

- MyページのURLへアクセスして、入力内容を確認してください。
※カーソルを合わせてクリックしても開かない場合は、マイページURL文字列の最初、https:// から文字列の最後までをコピーし、ブラウザに張り付けることをお試しください。
- 入力内容を修正したい場合は、「内容を編集する」をクリックして、修正することができます。

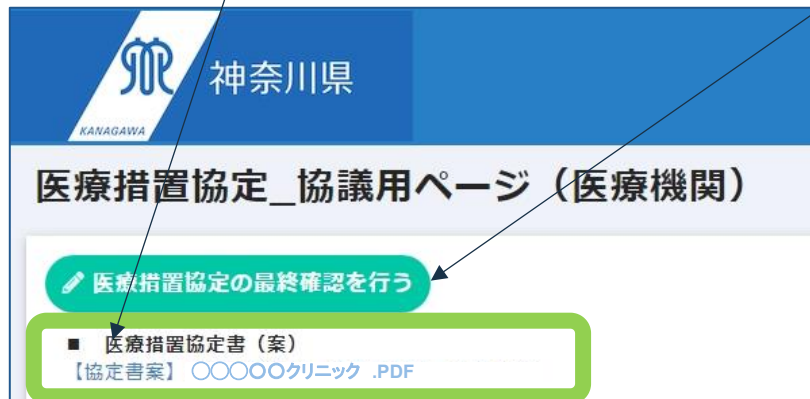


1 医療措置協定申込み方法（協定書(案)の確認方法)

⑥最終確認メール送付

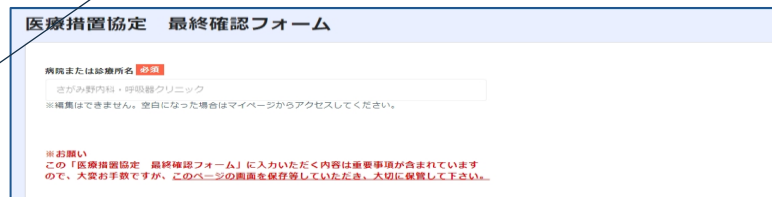
入力内容をもとに、県で協定書(案)を作成し最終確認依頼メールをお送りします。最終確認依頼メールに記載されているMyページのURLにアクセスし、協定書（案）のPDFファイルを確認してください。

※カーソルを合わせてクリックしても開かない場合は、マイページURL文字列の最初、https:// から文字列の最後までをコピーし、ブラウザに張り付けることをお試しください。



⑦最終確認フォーム入力（その1）

Myページ上にある「医療措置協定の最終確認を行う」ボタンを押し、最終確認フォームに移動します。画面内のチェックボックスにチェックマークを入力し、開設者情報を入力します。



- ☐ この協定書(案)で締結する
 - ☐ 指定要件を満たしている
 - ☐ 開設者の同意を得ている
- ↑にチェックマークを入力する

開設者情報の入力

- ・開設者情報
- ・開設者(法人)の名称
- ・役職名及び開設者氏名
- ・開設者(法人)の住所
- ・開設者の電話番号
- ・開設者のメールアドレス

1 医療措置協定申込み方法（協定書(案)の確認方法)

⑧最終確認フォーム入力（その2）

チェックマーク及び開設者情報の入力後、画面一番下の「確認ボタン」をクリックしてください。最終確認フォームに移動します。

（3）開設者情報

- ・ドロップダウンの選択肢から該当のものを選択してください。
- ・**個人が開設者であり、かつ管理者と開設者が同一である場合は**、開設者情報の回答は不要となります。

選択してください

✓ 確認

最終確認フォームの「回答ボタン」をクリックして手続は終了となります。

医療措置協定 最終確認フォーム

病院または診療所名

水田テスト

【協定締結の意思確認】

この協定書（案）で協定締結する

指定要件を満たしている

指定要件を満たしている

開設者の同意を得ている

個人が開設者であり、かつ管理者と開設者が同一である

戻る

✓ 回答

1 医療措置協定申込み方法（協定の締結）

⑨協定書・指定書の送付・医療措置協定締結

県から、協定書・指定書をダウンロードできるURLを記したメールをお送りしますので、協定書・指定書をダウンロードし、大切に保管して下さい。

⑩留意事項

申込みから協定締結完了まで、1か月程度のお時間をいただきますので、ご留意下さい。

また、協定内容について、確認が必要な場合は、メールまたは電話でご連絡させていただきますので、ご対応をお願いします。その場合は、協定締結完了まで1か月以上かかることもありますのでご留意下さい。